

## 施設の所有区分及び業務範囲に関する留意事項

本施設が（株）ブイ・アール・テクノセンターとの合築施設であること、団体が複数入居している施設であること、県が直接運営する部分があること等を考慮して、以下に所有区分及び業務範囲等に関する留意事項を記載します。

### 1 施設の所有区分について

#### (1) 建 物

県と（株）ブイ・アール・テクノセンターの合築施設です。専有面積と共有面積の合計を専有面積で按分した面積の合計（A）を各々の持分としています。

区分		県持分	(株)ブイ・アール・テクノセンター持分	計
専有	1～3F	(株)ブイ・アール・テクノセンター	—	2,210.87 m <sup>2</sup>
	4～5F	岐阜県科学技術振興センター	4,995.07 m <sup>2</sup>	—
共有部分のうちの持ち分 (専有面積の按分により算出)		2,950.78 m <sup>2</sup>	1,305.97 m <sup>2</sup>	4,256.75 m <sup>2</sup>
合計 (A)		7,945.85 m <sup>2</sup> (69.32%)	3,516.84 m <sup>2</sup> (30.68%)	11,462.69 m <sup>2</sup>

#### (2) 土 地

県所有の施設の敷地面積は **23,674.99 m<sup>2</sup>** です。

各務原市テクノプラザ1丁目1	宅地	(本館敷地・来館者駐車場)	21,363.82 m <sup>2</sup>
〃	45	雑種地 (第2駐車場)	991.00 m <sup>2</sup>
〃	43	雑種地 (北棟職員駐車場)	984.00 m <sup>2</sup>
〃	2	宅地 (公道)	336.17 m <sup>2</sup>
			23,674.99 m <sup>2</sup>

このほか、敷地外の土地を来館者・職員共同駐車場として県が借受けています。

### 2 施設の内容について

建物内の各施設を整理すると、以下のとおりです。

フロア	施設	所有者及び面積	総称
5階	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者事務所</li> <li>科学技術図書資料室</li> <li>リラクゼーションルーム</li> <li>入居団体事務所 等</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">県分(公の施設)</div> 科学技術振興センター 延べ床面積 7,945.85 m <sup>2</sup>	テクノプラザ本館 総延べ床面積 11,462.69 m <sup>2</sup>
4階	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸出施設：7室</li> <li>カフェテリア</li> <li>交流サロン 等</li> </ul>		
	県運営施設 開放研究室：5室		
3階	<ul style="list-style-type: none"> <li>(株)ブイ・アール・テクノセンター(オフィス)</li> <li>技術開発室(ベンチャー企業等入居)</li> <li>パソコン研修室 等</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">民間分</div> (株)ブイ・アール・テクノセンター 延べ床面積 3,516.84 m <sup>2</sup>	
2階			
1階			

(1) 科学技術図書資料室

面積 850 m<sup>2</sup>  
蔵書図書数 約40,000冊(平成28年度末時点)  
主な蔵書 規格情報や特許に関する情報  
収蔵可能数 150,000冊

(2) リラクゼーションルーム

シャワー室やベットの備えた休憩室です。

(3) 入居者

平成29年7月現在の入居者は以下の7者で、県から目的外使用許可を得て入居しています。

5階：(公財)岐阜県研究開発財団、(一社)岐阜県発明協会、  
(一社)岐阜県工業会、(公社)日本技術士会中部本部岐阜県支部、  
(特非)K-ITシティ・コンソーシアム、(株)十六銀行[ATM]

4階：カフェテリア営業者

(4) 貸出施設

名称	面積	収容人数
プラザホール (条例上は「多目的ホール」)	319 m <sup>2</sup>	机・椅子 150人、椅子のみ 300人
第1会議室	101 m <sup>2</sup>	机・椅子 36人、椅子のみ 75人
第2会議室	101 m <sup>2</sup>	机・椅子 36人、椅子のみ 75人
第3会議室	106 m <sup>2</sup>	机・椅子 42人、椅子のみ 80人
AV会議室 (条例上は「第4会議室」)	88 m <sup>2</sup>	20人
特別会議室	95 m <sup>2</sup>	20人
研修室	88 m <sup>2</sup>	48人

(5) 交流サロン

一般向けの新聞を配置し、自由な雰囲気ではじめ一般の方々が交流するサロンスペースです。

(6) 開放研究室

岐阜県の科学技術の振興に資する目的で、企業等へ開放している施設です。

(7) 駐車場

県有地と借受地に4箇所の駐車場があります。

県有地	来館者駐車場	73台
	第2駐車場	30台
	北棟職員駐車場	13台
借受地	来館者・職員共同駐車場	83台

※駐車場の位置等については、別添「テクノプラザ本館周辺図面」を参照のこと。

### 3 業務範囲について

指定管理業務を行う際に、業務範囲の観点で留意していただきたいことは以下のとおりです。

#### ア 県の使用範囲

開放研究室の使用許可手続きは、県が行います。ただし、鍵の管理等は他の会議室等と同様に取り扱っていただきます。

指定管理料には開放研究室の電気代等も含め積算されています。

#### イ 目的外使用許可団体の使用範囲

入居している7者については、県が目的外使用許可を行います。なお、目的外使用許可料及び共益負担金については県が直接収入します。アと同様、指定管理料には目的外使用許可団体の電気代等も含めて積算されています。また、目的外使用許可団体の電気代、水道代の月次の使用量を県に報告していただきます。

##### 【補足】行政財産の目的外使用許可

センターは、公有財産の分類上、行政財産として区分されています。この行政財産は施設の設置目的又はその用途以外に使用することができません。ただし、その用途又は目的を妨げない程度において使用を許可することができます。

このことを行政財産の目的外使用許可といいます。知事のみが行使できる権限であり、指定管理者が行うことはできません。

#### ウ (株)ブイ・アール・テクノセンターの管理部分

上記1のとおり、1～3階は民間企業である(株)ブイ・アール・テクノセンター所有の施設です。

仕様書第4の3(2)には、業務の分離発注が困難である点、施設の一体的管理の観点等から、テクノプラザ本館全体について記載しておりますが、本指定管理業務の対象は、科学技術振興センター部分となります。(株)ブイ・アール・テクノセンター所有分については、本指定管理業務を参考にして、別途施設管理に係る契約を締結し、指定管理者により当該業務を実施していただきます。

(株)ブイ・アール・テクノセンターの持分に係る費用については、1(1)に記載の持分を基準に、同社が負担をします。

実際の負担割合は、今後の協議により決定しますが、参考に、平成29年度の施設管理業務の費用の負担割合を以下に示します。

負担割合	業務名	負担割合の根拠
指定管理者の負担割合が、6～8割の業務	設備運転監視業務、設備保守点検業務、電気設備保安管理業務、消防設備保守点検業務、電話設備保守点検業務、昇降設備保守点検業務、自動ドア保守点検業務、警備業務、庭園管理業務、環境衛生管理業務、清掃業務、一般廃棄物収集運搬業務、緊急業務	業務が一括発注されており、施設の持ち分比率程度で負担している。
指定管理者の負担割合が9割以上の業務	冷温水発生器保守点検業務※1 ホール吊物・照明装置保守点検業務※2	※1…費用分担の対象が共用部分のみであるため。(南棟は個別空調)  ※2…科学技術振興センターのプラザホールの設備に関する保守点検であるため。